受領　令和７年５月 28 日　14 時 32 分	通告番号（6）1/5

令和７年５月 28 日

読谷村議会
議長　伊 波　　篤　殿

読谷村議会議員
與 那 覇 沙 姫　印

一 般 質 問 通 告 書

第 542 回読谷村議会定例会において次の事項の質問をしたいので、会議規則第 61 条第２項の規定により通告いたします。

質　問　要　旨	答弁を求める者
１　粗大ゴミ手数料免除について 2024 年７月より、粗大ごみの手数料が最大 1,500 円に引き上げられることを踏まえ、「読谷村廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」第 11 条に基づく手数料減免の対象として、生活保護受給世帯、児童扶養手当・特別児童扶養手当受給世帯、年金（老齢・障害・遺族）受給世帯を追加するよう要望します。 　生活保護費には生活扶助や住宅扶助など８種類の扶助費があり、これは最低限度の生活を維持するために使途が定められています。この中に粗大ごみ処理手数料は含まれておらず、実費負担は家計を圧迫する可能性があります。 　また、児童扶養手当・特別児童扶養手当は児童の養育支援を目的としており、年金は高齢・障害・遺族の生活支援を目的とした制度です。これらの給付も、粗大ごみ手数料を想定して支給されているものではありません。以上の世帯が抱える困難は、個人の責任ではなく社会構造によるものと考えられ行政の支援が求められます。 　手数料免除制度は、適正な廃棄物処理の促進、不法投棄の防止、そして生活の質の維持に寄与する重要な制度です。６月議会において、村側より「検討していきたい」との答弁がありましたが、どのような検討が行われたのか、村の見解を伺います	

質　問　要　旨	答弁を求める者
2　住宅セーフティネット法について （1）近年、単身者の増加と持ち家率の低下・高齢化により、衣食住の確保の一つである住宅要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズが高まることが想定されています。 　国はこの問題に対応する仕組みとして、住宅セーフティネット制度の法改正を行い、令和7年度の10月に施行されます。法改正により、改修費補助・家賃補助・リフォーム融資の支援措置が拡充します。 　本村に取り組んでほしい内容としては、①自治体がセーフティネット住宅を用意するため仕組みである登録制度をつくること。②登録住宅の改修と入居への経済的支援を、住宅セーフティネット法の補助金を活用し経済的支援を行うこと。③住宅確保要配慮者のマッチングと入居支援を行うための「居住支援協議会」の立ち上げに取り組んでいけるか村の見解を伺います （2）本村の15歳～64歳の生産年齢人口と、65歳以上の老年人口単身世帯数を伺います （3）本村の孤独死の過去5年の数と、その年齢層を伺います （4）本村の間取り別の平均家賃相場を把握しているか、または調査をしたことはあるか伺います （5）地域優良賃貸住宅制度の説明を求めます	

質　問　要　旨	答弁を求める者
３　生活保護について （１）生活保護は憲法 25 条に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度です。2012 年、芸能人の親族が生活保護を受けていたことで批判が集中し、政府は扶養を要件とする法改正や基準引き下げを検討により、2013 年の改正で、申請時の書類提出義務や調査強化が導入され「水際作戦」が制度化されました。不正受給は全体の 0.4％ほどで、決して多くはありません。利用者の多くは病気や失業、低収入が理由で制度を頼っています。 日本の生活保護利用率は 1.6％と、他の先進国と比べて非常に低く、利用資格がある人のうち実際に受けている人（捕捉率）は 2〜3 割に過ぎません。不正受給よりも、本来支援が必要な人に届いていないことが大きな課題です。そこで、本村における捕捉率をお伺いします。 （２）生活保護費は国が４分の３補助、村が４分の１補助となっていますが、本村の過去５年の生活保護費用の総額と、国と村のそれぞれの負担額の内訳を求めます。 （３）本村の高齢・障がい・遺族年金の支給に該当しない無年金者数と、支給されていない人の中で、生活保護未申請数を求めます。 （４）生活扶助費には、冬の暖房費などを補う「冬季加算」がありますが、近年沖縄でも支給されるのか。また、夏の冷房にかかる費用や、冷房機器の修理・購入については、生活保護を受けている方にどのような支援が行われているのか、説明を求めます。 （５）生活保護制度では、原則として自動車の保有は認められていませんが、例外として以下のような事情がある場合には、保有が認められることがあります。たとえば、通勤・通学に公共交通機関の利用が困難な場合、特に地方部で交通手段が限られている地域では、自動車が生活に不可欠とされることがあります。また、障がいや高齢、定期的な通院や家族の介護などにより、自動車の使用がやむを得ないと判断されるケースもあります。2023 年に日本弁護士連合会が実施したアンケート調査では、実際に一部の自治体において生活保護受給者による自動車の保有が認められていることが明らかとなっています。特に、通勤や障がい、通院等により公共交通機関の利用が困難であることが、容認の理由として挙げられています。そこで、本村における生活保護受給世帯数と、そのうち自動車を保有している世帯数について伺います。	

質　問　要　旨	答弁を求める者
4　障がいや発達に特性のある子どもたちの中には、理容室や美容室での散髪に困難を抱える場合があり、保護者の方々もその対応に苦慮している。障がいや特性のある子どもたちに対し、美容師・理容師が障がいや特性への理解を深め、何度も来店してもらうことで慣れてもらう工夫や、落ち着いて過ごせるように時間をかけて対応するなど、丁寧な支援が必要となり、その結果として、通常よりも多くの時間や労力がかかるため、理美容師側の収入が減少や、営業終了後の対応など、個人の社会取り組みに頼るだけではいけないという課題があると考えています。 　また、保護者も老いるため、ずっと保護者負担にさせてはいけない。他にも、未就学の時期に美容室に慣れ親しみ、椅子に座ってカットできるように経験を積む必要がります。「障がいがあってもおしゃれを楽しんでほしい」という理容師や美容師の思いと、「おしゃれをしてみたい・させたい」「親が老いても、親が元気なうちに安心して過ごせる読谷村へ」という保護者や子どもたちの願いを、地域で実現しやすくするために、こうした取り組みを行う理容室・美容室に対するカット料金等の支援について、村としてのご見解を伺います	

質　問　要　旨	答弁を求める者
5　尊厳を守る食・生活支援の拡充と、子どもを支援する人を支援する仕組みづくりについて （1）本村では、地域住民が主体となり、子どもの居場所や子ども食堂の運営が行われているが、日中の子どもの居場所が不登校支援団体では対応が追いついていない状況である。このような現状を目の当たりにし、住民が地域資源を活用し、ボランティアで子どもの居場所作りや、子ども食堂では独自の資金調達により、困窮家庭への職や物品支援も行われている。これらの活動は、「孤立」「物価高騰」「貧困」が進行する中で、親子が直面する困難に対し、住民が強い危機感を持って独自に取り組んでいる状況です。子どもを支援する人を支援するためにも、村が団体へと足を運び、何が必要なのか、どのような課題があるのかなど聞き取りをする必要があると考えるが村の見解を伺います。 （2）食の支援は次の支援に繋ぐためのツールであり、非常に大事なものであるため、社協以外に、公が支援・管理するような民間団体が必要です。そこで、本村のフードバンクの取り組みを行なっている団体を求めます。また、アレルギー対応やオープンな支援にするなど、尊厳を守るフードバンクの概念は深められているのか現状を伺います （3）子ども家庭支援センターを設置予定である本村においては、ユースセンターや子ども食堂など、子どもの姿が直接見える居場所を通じて、子ども家庭支援センターへとつながる仕組みを構築することが求められ、地域全体で子どもの育ちを支える体制づくりは、今後ますます重要になります。本村は、人材や地域資源に恵まれており、こうした強みを生かして、行政が地域の取り組みを後方支援する体制の整備が不可欠だと考えます。そこで提案です。旧村立図書館の敷地を活用し、子どもの多様なニーズに対応する総合的な居場所のモデル拠点を整備することは可能でしょうか。他にも、子どもたちが徒歩や自転車で通える小学校区内に、身近な居場所を設けることについて、村は取り組む計画はあるのか。計画があれば計画状況を伺います	
6　人としての尊厳を保ち、社会の中で生きていくために必要な生活水準とは何か。村が果たす役割を村長に伺います	